

日本橋支部滞納支部会費徴収整理細則

(趣旨)

第1条 この細則は、支部規則第47条の2の規定に基づき、滞納支部会費の円滑な徴収及び整理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、滞納支部会費とは次のものをいう。

1. 支部規則第38条第2項に定める納期までに会員が納付すべき支部会費のうち、前事業年度末日において納付されなかった会費
2. 支部規則第39条第2項に定める支部総会の議決による納期までに会員が納付すべき支部特別会費のうち、前事業年度末日において納付されなかった特別会費

2 この細則において、支部会費滞納者とは、前項に定める滞納支部会費がある会員をいう。

(督促等)

第3条 支部長は、支部会費滞納者に対して、滞納支部会費の納付の督促をしなければならない。

2 支部会費滞納者から会費の一部について納付があったときは、滞納支部会費の発生順に納付されたものとして取り扱う。

(支部会費滞納者の現況調査等)

第4条 支部長は、毎年5月末日現在における滞納支部会費について、納付の意思確認調査を行い、支部会費滞納者の氏名又は名称、事務所の所在地、滞納期間及び滞納額等について、支部会費滞納者の現況書（第1号様式）を作成するものとする。

(内容証明郵便による督促)

第5条 支部長は、支部会費滞納者に対して内容証明郵便をもって督促し、年1回以上これを継続する。

(法的措置)

第6条 支部長は、前条に規定する督促をしてもなお滞納支部会費が納付されないときは、当該支部会費滞納者に対して滞納支部会費の全額につき、訴えの提起（少額訴訟を含む。）、支払督促の申立てその他の法的手続（以下「法的措置」という。）を講ずるものとする。

2 前項に規定する法的措置は、支部会費滞納者に2事業年度以上の滞納支部会費がある者に対して行い、債権額を確定するものとする。

3 支部長は、第1項に定める法的措置を講じたときは、支部会費滞納者に対する法的措置報告書（第2号様式）により、速やかにその顛末を本会会長に報告するものとする。

4 支部長は、本会会長に支部会費滞納者に関する共同法的措置申請書（第3号様式）をもって申請することにより、第1項に定める法的措置を本会と共同して行うことができる。

(強制執行)

第7条 支部長は、前条の規定に基づき講じた法的措置の結果、当該支部会費滞納者に5事業年度分以上の滞納支部会費があり、かつ、本支部が求める判決等が確定したとき又は仮執行宣言が付されたときは、速やかに強制執行の申立てを行うものとする。

- 2 支部長は、前条に規定する法的措置又は前項に規定する申立てに関する手続に付した後において、当該支部会費滞納者が登録を抹消したとき又は税理士法人を解散したときは、その手続を取り止めることができる。

(本会への通知)

第8条 支部長は、第5条による督促を行ってもなお滞納支部会費の納入がない会員について、幹事会の議を経て本会会則の規定による処分相当である旨を本会経理部長に支部会費滞納者に関する会則処分申立書（第4号様式）をもって通知する。

(支部に所属しなくなった会員等への督促)

第9条 支部長は、支部に所属しなくなった会員に滞納支部会費並びに支部に所属しなくなった日を含む事業年度に係る納付すべき支部会費及び支部特別会費（以下、「滞納支部会費等」という。）があるときは、速やかに納付を督促する。

- 2 支部長は、死亡により登録を抹消した税理士会員に滞納支部会費等があるときは、その者の法定相続人に対して滞納支部会費等の納付を督促する。
- 3 支部長は、解散した税理士法人に滞納支部会費等があるときは、当該税理士法人の清算人に対して滞納支部会費等の納付を督促する。

(滞納支部会費等の整理)

第10条 支部長は、支部に所属しなくなった会員であって、破産及びこれに準ずる状況にあることが判明した者の滞納支部会費等について、幹事会の承認を得て、その全額を消却することができる。

- 2 支部長は、2年以上の所在不明により登録を取り消された者の滞納支部会費等について、幹事会の承認を得て、その全額を消却することができる。
- 3 支部長は、第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる理由により、支部に所属しなくなった者の滞納支部会費等の徴収が事実上困難であると認めたときは、幹事会の承認を得て、その全額を消却することができる。
 1. 死亡により支部に所属しなくなった者の法定相続人が支払いを拒絶している状況が1年以上経過したとき。
 2. 病気又は資力がない等の理由により徴収が困難である状況が1年以上経過したとき。
 3. 本会を退会した日から5年を経過しても滞納支部会費等の納入がないとき。

附 則

1. この細則は、平成27年5月12日から施行し、平成27年4月1日に始まる事業年度から適用する。

2. この細則の適用の日の前日に現に存する滞納支部会費の取扱いについては、なお、従前の例による。

第1号様式

年 月 日

支部会費滞納者の現況書

日本橋支部
支部長 印

令和 年 月 日 現在

登録番号 法人番号	氏名又は名称	事務所の所在地	滞納期間	滞納額	納付の意思		備考
					有	無	

(注)「備考」欄には、①納付が困難なときはその事情、②会費免除についての指導の有無、③所在不明の場合はその旨又はその他の事情を具体的に記入してください。

附 則
この改正規定（別紙様式）は、令和元年5月16日から施行する。

第2号様式

年 月 日

支部会費滞納者に対する法的措置報告書

税理士会
会長 殿

日本橋 支部
支部長 印

日本橋支部滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定に基づき、下記のとおりご報告いたします。

記

令和 年 月 日 現在

[illegible]

第3号様式

年 月 日

支部会費滞納者に関する共同法的措置申請書

税理士会
会長 殿

日本橋 支部
支部長 印

日本橋支部滞納支部会費徴収整理細則第6条第4項の規定に基づき、法的措置を共同して行いたく申請いたします。

記

令和 年 月 日 現在

[illegible]

第4号様式

年 月 日

支部会費滞納者に関する会則処分申立書

税理士会
経理部長

殿

日本橋 支部
支部長

印

日本橋支部滞納支部会費徴収整理細則第8条の規定に基づき、下記の者について本会会則の規定による処分相当であると思料いたしますので、下記の旨通知いたします。

記

令和 年 月 日 現在

[illegible]